

「学力、徳育」関連資料

【目次とポイント】

頁

- 1 教育基本法における教育の目的、目標
改正された教育基本法第1条における教育の目的、第2条における教育の目標の規定
- 2 教育再生会議第一次報告
倫理観や規範意識、しっかりとした学力と人格、幅広い人間性と創造性、健やかな心身。イノベーションを生み出す高度な専門人材や国際的に活躍できるリーダー。

【学力関係】

- 3～4 現行学習指導要領の考え方
「生きる力」：知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など「確かな学力」。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」。たくましく生きるための「健康や体力」。
- 5 中央教育審議会における現在の審議状況
基礎的・基本的な知識・技能(習得型の教育)、知識・技能を実際に活用する力(活用型の教育)、自ら学び自ら考える力(探究型の教育)。
- 6 内閣府人間力戦略研究会報告書
「人間力」：「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」。
- 7 経済産業省 社会人基礎力に関する研究会
「社会人基礎力」：「前に踏み出す力(アクション)」、「考え抜く力(シンキング)」、「チームで働く力(チームワーク)」。

頁

- 8 日本経団連「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言」
「志と心」、「行動力」、「知力」
- 9 経済同友会「教育の視点から大学を変える」
社会の中で自らの能力を活かし、挑戦するための基礎となる力や意欲など、人としての価値観を含む本質的な要素を重視。

【徳育関係】

- 10 道徳教育の位置付け
小・中学校では、年間35時間(週1時間)の「道徳の時間」を設定するとともに、各教科等を含めた学校の教育活動全体で道徳教育を実施。
- 11～13 道徳の内容
小・中学校の道徳の内容は、自分自身、他の人とのかかわり、自然や崇高なものとのかかわり、集団や社会とのかかわり、の4つの視点から示されている。
- 14 道徳の時間の教材
「心のノート」、民間の教材会社や教育委員会で開発・刊行した読み物資料、映像コンテンツなどが多く使用されている。
- 15 高等学校公民科の内容
高等学校における道徳教育は、公民科(「現代社会」「倫理」)などを中心に学校の教育活動全体を通じて実施。
- 16 主権者としての教育
高等学校の公民科(「現代社会」「政治・経済」)において、政治参加の意義、主権者としての参政の在り方について指導。

教育基本法における教育の目的、目標

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

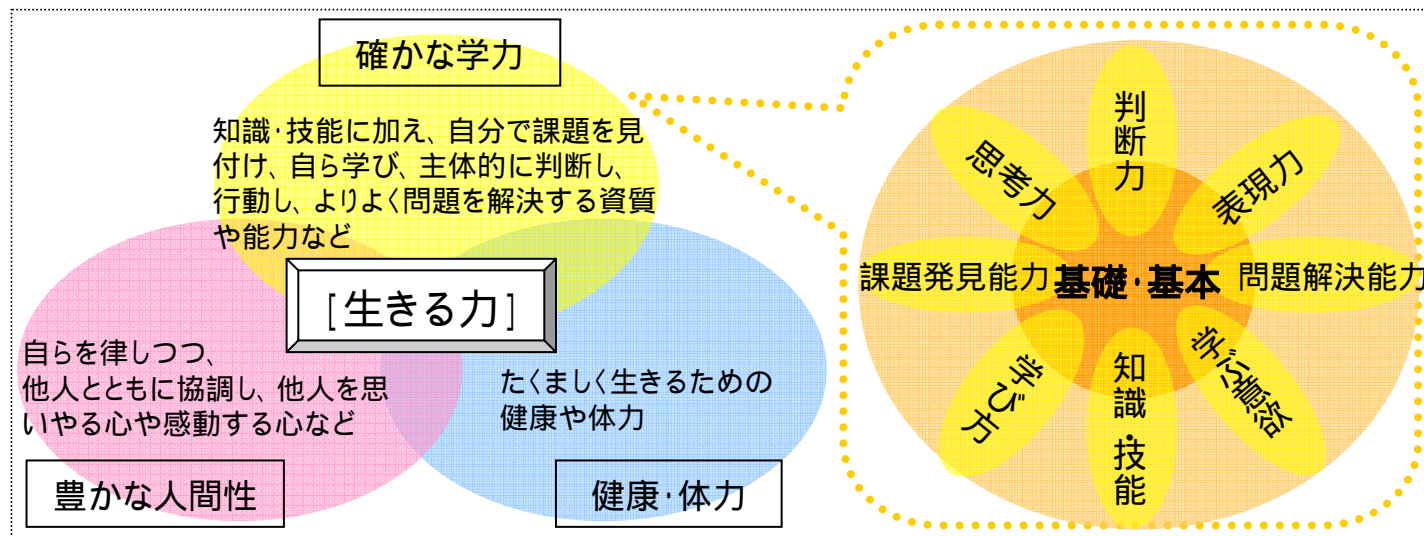
教育再生会議第一次報告

私たちは、子供たち一人ひとりが充実した学校生活を送り、自ら夢と希望を持ち、未来に向かって多様な可能性を開花させ、充実した人生を送るために必要な力を身に付けて欲しいと思います。そして、学校教育とともに家庭教育や大人社会全体の取組を通じて、我が国が永年培ってきた倫理観や規範意識を子供たちが確実に身に付け、しっかりとした学力と人格を磨き、幅広い人間性と創造性、健やかな心身をもって、21世紀の世界に大きく羽ばたいて欲しいと願っています。

また、我が国は、魅力と実力を高め、国際社会から尊敬と信頼を得なければなりません。グローバルな知識基盤社会の到来で、情報や知識の社会的価値の重要性が格段に高まる中、イノベーションを生み出す高度な専門人材や国際的に活躍できるリーダーの養成が急務です。近未来の我が国と国際社会の情勢を見据え、世界最高水準の教育を達成しなければなりません。

学力関係(1)

1. 現行学習指導要領の考え方



(参考)

中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成8年7月)

我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。 たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「**生きる力**」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。

学力関係(2)

(参考)

教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(平成10年7月29日)

学力については、…、これを単なる知識の量ととらえるのではなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けているかどうかによってとらえるべきであると考える。ただし、当然のことながら、自ら学び自ら考える力を育成する基盤として、一定の基礎的・基本的な知識や技能等を身に付けていることが不可欠であり、そのため、教師は、…、子どもたちにこうした基礎的・基本的な知識や技能等を繰り返し学習させるなどして、確実に習得させる必要がある。

(参考)

小学校学習指導要領総則(中学校、高等学校も同趣旨を規定)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

学力関係(3)

2. 中央教育審議会における現在の審議状況

基礎的・基本的な知識・技能の育成(いわゆる習得型の教育)と自ら学び自ら考える力の育成(いわゆる探究型の教育)とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成する具体的な方策を示すことが必要である。このため、いわば活用型の教育ともいふべき学習を両者の間に位置付ける方向で検討を進めている。

すなわち、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることを基本とする。こうした理解・定着を基礎として、知識・技能を実際に活用する力の育成を重視する。さらに、この活用する力を基礎として、実際に課題を探究する活動を行うことで、自ら学び自ら考える力を高めることが必要である。このような過程を各教科等に即して具体的に検討している。

(平成19年1月26日中央教育審議会教育課程部会)

学力関係(4)

3. 内閣府人間力戦略研究会報告書

「若者に夢と目標を抱かせ、意欲を高める」(平成15年4月10日)

人間力の定義

・ 人間力に関する確立された定義は必ずしもないが、本報告では、**「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」**と定義したい。

・ 具体的には、人間力をその構成要素に着目するならば、
「基礎学力(主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力)」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」などの**知的能力的要素**

「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの**社会・対人関係力的要素**

これらの要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの**自己制御的要素**

などがあげられ、**これらを総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めること**と言えよう。

・ また、人間力は、それを発揮する活動に着目すれば、
職業人としての活動に関わる「**職業生活面**」
社会参加する市民としての活動に関わる「**市民生活面**」
自らの知識・教養を高め、文化的活動に関わる「**文化生活面**」
に分類される。

学力関係(5)

4. 経済産業省 社会人基礎力に関する研究会 「中間取りまとめ」(平成18年1月20日)

職場で求められる能力を定義すれば、「職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力」とすることが可能であり、社会の中で人と触れあうことを前提としていることから「社会人基礎力」と名付けることが適当である。

【社会人基礎力の内容】

「前に踏み出す力」(アクション)～ 一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組む力～
・実社会の仕事において、答えは一つに決まっておらず、試行錯誤しながら、失敗を恐れず、自ら、一歩前に踏み出す行動が求められる。失敗しても、他者と協力しながら、粘り強く取り組むことが求められる。

「考え抜く力」(シンキング)～ 疑問を持ち、考え抜く力～
・物事を改善していくためには、常に問題意識を持ち課題を発見することが求められる。その上で、その課題を解決するための方法やプロセスについて十分に納得いくまで考え抜くことが必要である。

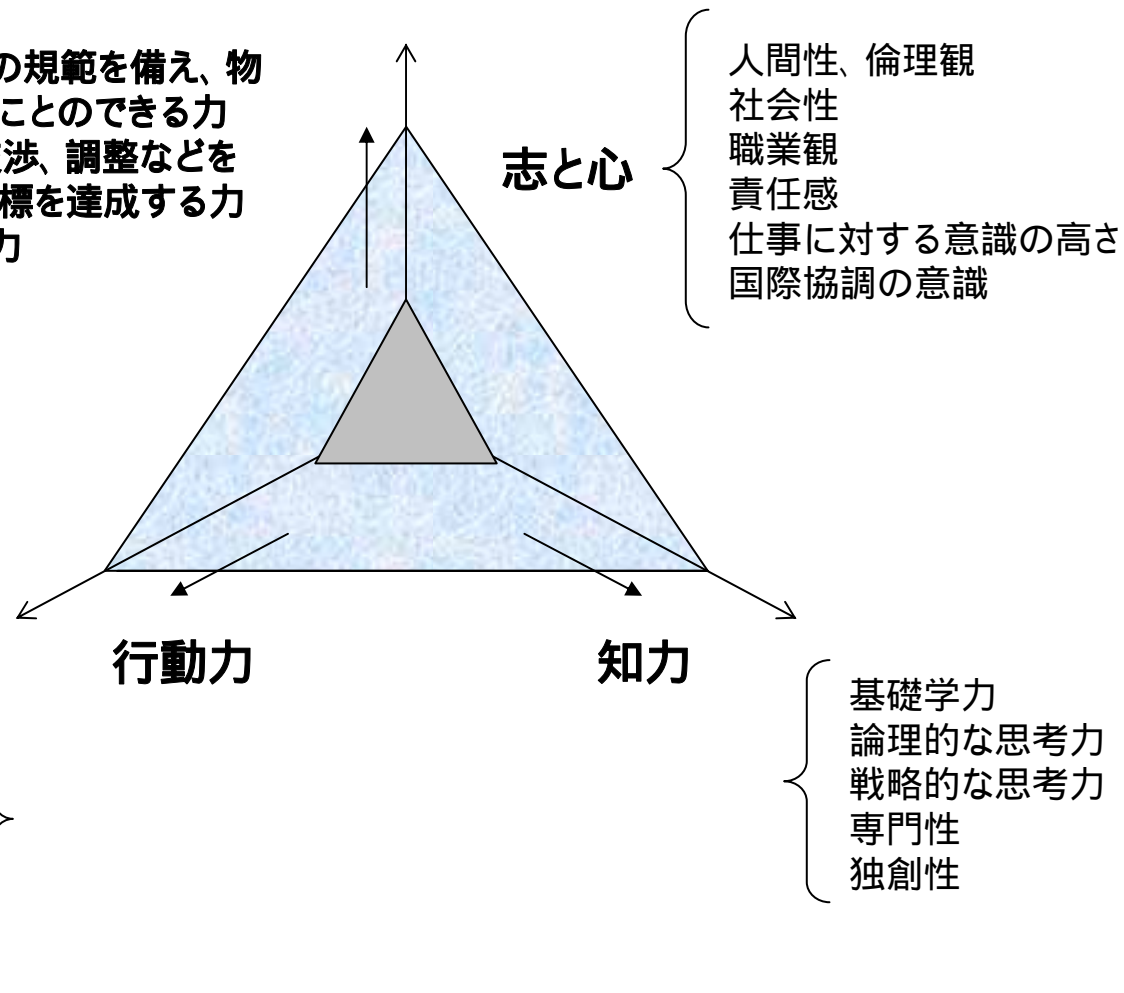
「チームで働く力」(チームワーク)～ 多様な人とともに、目標に向けて協力する力～
・職場や地域社会等では、仕事の専門化や細分化が進展しており、個人として、また組織としての付加価値を創り出すためには、多様な人との協働が求められる。自分の意見を的確に伝え、意見や立場の異なるメンバーも尊重した上で、目標に向けともに協力することが必要である。

学力関係(6)

5. 日本経団連「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言」(平成16年4月19日)

求められる3つの力

志と心: 社会の一員としての規範を備え、物事に使命感をもって取り組むことのできる力
行動力: 情報の収集や、交渉、調整などを通じて困難を克服しながら目標を達成する力
深く物事を探求し考え抜く力



学力関係(7)

6. 経済同友会「教育の視点から大学を変える - 日本のイノベーションを担う人材育成に向けて -」(平成19年3月1日)

これからの社会で求められる力とは

社会の中で自らの能力を活かし、挑戦するための基礎となる力や意欲など、人としての価値観を含む本質的な要素をこそ重視したい。

【高い倫理観】 社会において、人と人、人と自然との関わりの中で生きて行く上での基礎となる価値観。

【志】 人生を通じて何を実現するのか、より具体的には、どのような分野で自らの能力を発揮し、それを通じて世の中にどう貢献していくのかという意志と自律心。

【熱意・意欲】 自らの志を追求し、新しいことや変化、困難に挑戦する姿勢。

【課題発見・解決力】 社会全般、または特定の分野の俯瞰や、日々の暮らしに対する観察などを通じて、自ら新しい課題を発見する力。「解のない問題」にも粘り強く取り組み、自分で考え、解決方法を追求する力。

【問題解決の方法論】 事実分析、論理的思考、仮説検証等、問題を解決するために必要な一連のスキルと、試行錯誤や挫折に耐える強さ。

【協働力】 自分の考え・認識を他者に的確かつ効果的に伝えるとともに、相手の考え、意見に耳を傾け、尊重すること。対話を通じて理解・納得を得、協業関係を構築する力。

【既存のものへの批判力】 既存の制度や仕組み、情報等を鵜呑みにせず、独自の視点から検証することで、新しい解答を導き出す力。

【国際性】 国際社会と日本との関わりを理解や、異文化・多様な価値観を理解し、尊重する姿勢。語学力を含む、幅広い人々と対話する能力。

【人それぞれの個性、特性、才能】 他者とは異なる自分の個性や特性、得意分野を見出し、追求する力。同時に、他者の個性や独自性を評価し、それを尊重する力。

徳育関係(1)

1. 道徳教育の位置付け

小・中学校では、「道徳の時間」(年間35時間、週1時間)を設定。

道徳教育は、道徳の時間のみならず国語や社会など各教科等を含めた学校の教育活動全体で実施。

(参考) 「道徳の時間」実施状況(平成14年度)

小学校	35.3単位時間
中学校	33.6単位時間

高等学校では、「公民科」(現代社会、倫理)や「特別活動」のホームルーム活動を中心に学校の教育活動全体を通じて行う。

2. 道徳の内容

現行学習指導要領では、道徳の内容を4つの視点から示している。

自分自身

望ましい生活習慣を身に付ける、着実にやり抜く強い意志をもつ、よいことと悪いことの区別をする、真理を愛する、自己の向上を図る など

他の人とのかかわり

礼儀正しくする、思いやりの心をもつ、互いに励まし合う、それぞれの個性や立場を尊重する など

自然や崇高なものとのかかわり

自然や動植物を大切にする、生命を大切にする心をもつ、人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ など

集団や社会とのかかわり

役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める、法やきまりを守る、公德心を高め、よりよい社会の実現に努める、郷土や国を愛しその発展に努める、世界の平和と人類の幸福に貢献する など

徳育関係(2)

現行学習指導要領における道徳の内容(小学校)

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年	小学校第5学年及び第6学年
1 主として自分自身に関すること		
<p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</p> <p>(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</p> <p>(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。</p>	<p>(1) 自分でできることは自分でやり、節度のある生活をする。</p> <p>(2) よく考えて行動し、過ちは素直に改める。</p> <p>(3) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。</p> <p>(4) 正しいと思うことは、勇気をもって行う。</p> <p>(5) 正直に、明るい心で元気よく生活する。</p>	<p>(1) 生活を振り返り、節度を守り節制に心掛ける。</p> <p>(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。</p> <p>(3) 自由を大切にし、規律ある行動をする。</p> <p>(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。</p> <p>(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。</p> <p>(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。</p>
2 主として他の人とのかかわりに関すること		
<p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。</p> <p>(2) 身近にいる幼い人や高齢者に温かい心で接し、親切にする。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。</p>	<p>(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。</p> <p>(2) 相手のことを思いやり、親切にする。</p> <p>(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p> <p>(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</p>	<p>(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。</p> <p>(2) だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。</p> <p>(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。</p> <p>(4) 謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。</p> <p>(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。</p>

徳育関係(3)

小学校第1学年及び第2学年

小学校第3学年及び第4学年

小学校第5学年及び第6学年

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

- (1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。
- (2) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。
- (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

- (1) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
- (2) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
- (3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。

- (1) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすることを知る。
- (2) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
- (3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- (1) みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。
- (2) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
- (3) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
- (4) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

- (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
- (2) 働くことの大切さを知り、進んで働く。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
- (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
- (5) 郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心をもつ。
- (6) 我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

- (1) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
- (2) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。
- (3) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。
- (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。
- (5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。
- (6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。
- (7) 郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
- (8) 外国の人々や文化を大切にする心を持ち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

徳育関係(4)

現行学習指導要領における道徳の内容(中学校)

1 主として自分自身に関すること

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること

- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ。
- (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
- (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
- (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、謙虚に他に学ぶ広い心をもつ。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

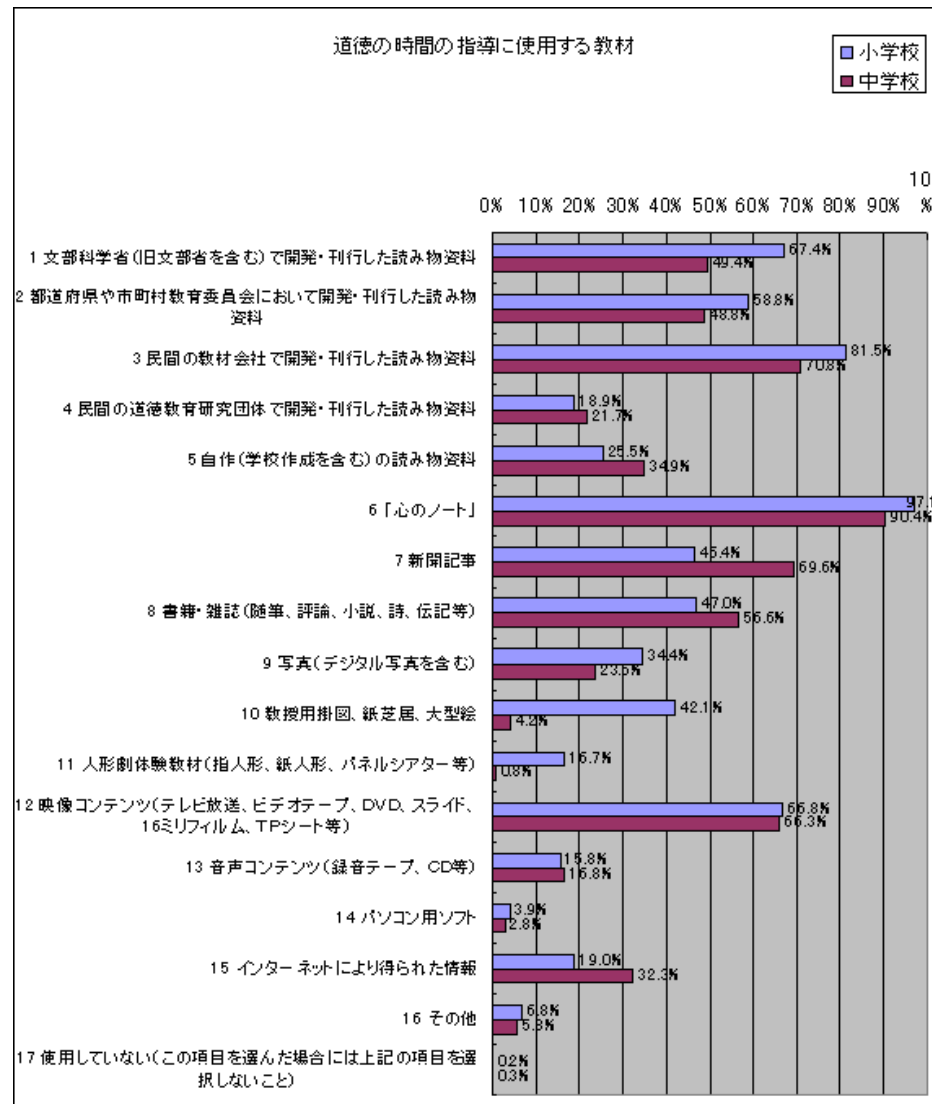
- (1) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
- (2) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- (3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- (1) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
- (2) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- (3) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- (4) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
- (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
- (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
- (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
- (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
- (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
- (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

徳育関係(5)

道徳の時間の教材(平成15年度文部科学省道徳教育推進状況調査)



「心のノート」
 児童生徒が道徳について考えるきっかけとなるよう、道徳の内容を分かりやすくあらわした「心のノート」をすべての小・中学生に配布(平成14年度から)。

徳育関係(6)

高等学校学習指導要領における公民科の「現代社会」及び「倫理」の内容(抄)

現代社会

(1) 現代に生きる私たちの課題

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追究する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる。

ア 現代の社会生活と青年

大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる。また、生涯における青年期の意義と自己形成の課題について考えさせるとともに、自己実現と職業生活、社会参加に触れながら、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

公民科においては、「現代社会」(2単位)を履修するか、又は、「倫理」(2単位)・「政治・経済」(2単位)の両方を履修しなければならない。

倫理

(1) 青年期の課題と人間としての在り方生き方

ア 青年期の課題と自己形成

自らの体験や悩みを振り返ることを通して、青年期の意義と課題を理解させ、豊かな自己形成に向けて、他者と共に生きる自己の生き方について考えさせる。

イ 人間としての自覚

人生における哲学、宗教、芸術のもつ意義などについて理解させ、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題を探究させることを通して、人間としての在り方生き方について考えを深めさせる。

ウ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ、国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(2) 現代と倫理

ア 現代の特質と倫理的課題

現代の倫理的課題を大局的にとらえさせ、今日に生きる人間の課題について理解させる。

イ 現代に生きる人間の倫理

人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

ウ 現代の諸課題と倫理

生命、環境、家族・地域社会、情報社会、世界の様々な文化の理解、人類の福祉のそれぞれにおける倫理的課題を、自己の課題とつなげて追究させ、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

主権者としての教育

高等学校学習指導要領における公民科の「現代社会」及び「政治・経済」の内容(抄)

現代社会

ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理

基本的人権の保障と法の支配，国民主権と議会制民主主義，平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ，日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに，世論形成と政治参加の意義について理解させ，民主政治における個人と国家について考えさせる。また，生命の尊重，自由・権利と責任・義務，人間の尊厳と平等，法と規範などについて考えさせ，民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

政治・経済

(1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め，基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに，民主政治の本質について探究させ，政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法の基本的性格と国会，内閣，裁判所などの政治機構を概観し，政治と法の機能，人権保障と法の支配，権利と義務の関係，議会制民主主義について理解させ，民主政治の本質や現代政治の特質について探究させるとともに，政党政治や選挙などに着目して，望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる。

【小学校社会科(第6学年)】

(2) 我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は，国家の理想，天皇の地位，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

【中学校社会科(公民的分野)】

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際，地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに，住民の権利や義務に関連させて，地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また，国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ，議会制民主主義の意義について考えさせるとともに，多数決の原理とその運用の在り方について理解を深める。さらに，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに，民主政治を推進するためには，公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際，選挙の意義について考えさせる。

(参考) 現行学習指導要領の教科構成

小学校(授業時数)

区分	各教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

備考1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

3 第24条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる(中学校の場合においても同様とする。)

中学校(授業時数)

区分	必修教科									道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0~30	70~100	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50~85	70~105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105~165	70~130	980

備考1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

3 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。

4 選択教科の授業時数については、中学校学習指導要領に定めるところによる。

高等学校(普通教育に関する各教科・科目及び標準単位数)

教科	科目	標準単位数
国語	国語表現	2
	国語表現	2
	国語総合	4
	現代文	4
	古典講読	2
地理歴史	世界史A	2
	世界史B	4
	日本史A	2
	日本史B	4
	地理A	2
	地理B	4
公民	現代社会	2
	倫理	2
	政治・経済	2
数学	数学基礎	2
	数学	3
	数学	4
	数学	3
	数学A	2
	数学B	2

教科	科目	標準単位数
数学	数学C	2
理科	理科基礎	2
	理科総合A	2
	理科総合B	2
	物理	3
	物理	3
	化学	3
	化学	3
	生物	3
	生物	3
地学	3	
保健体育	体育	7~8
	保健	2
芸術	音楽	2
	音楽	2
	音楽	2
	美術	2
	美術	2
	美術	2

教科	科目	標準単位数
芸術	工芸	2
	工芸	2
	工芸	2
	書道	2
	書道	2
外国語	オール・コミュニケーション	2
	オール・コミュニケーション	4
	英語	3
	英語	4
	ライティング	4
	ライティング	4
家庭	家庭基礎	2
	家庭総合	4
	生活技術	4
情報	情報A	2
	情報B	2
	情報C	2
総合的な学習の時間	卒業までに105~210単位時間	
特別活動	ホームルーム活動は、年間35単位時間以上	

必修教科・科目

(1)国語	「国語表現」「国語総合」から1科目を選択	(7)芸術	「音楽」「美術」「工芸」「書道」から1科目を選択
(2)地理歴史	「世界史A」「世界史B」から1科目を選択 「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」から1科目を選択	(8)外国語	「オール・コミュニケーション」「英語」から1科目を選択 (英語以外の外国語の履修も可)
(3)公民	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」のどちらかを選択	(9)家庭	「家庭基礎」「家庭総合」「生活技術」から1科目を選択
(4)数学	「数学基礎」「数学」から1科目を選択	(10)情報	「情報A」「情報B」「情報C」から1科目を選択
(5)理科	「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」「物理」「化学」「生物」「地学」から2科目を選択 (但し、「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」から1科目以上を選択)		
(6)保健体育	「体育」及び「保健」		